

自動車と税金

自動車税環境性能割

自動車を取得したときに課税されます。

納める方

自動車を取得した方（個人・法人は問いません。）

納める額

自動車の通常の取得価額（課税標準額）× 税率

車 種	税 率
自家用自動車	非課税・1%・2%・3%
営業用自動車	非課税・0.5%・1%・2%

（注1）新車・中古車は問いません。

（注2）環境性能（排出ガス性能及び燃費性能）に応じて税率が決まります。詳しくは52ページをご覧ください。

納める時期と方法

新規登録や移転登録などの登録の際に、東京運輸支局又は自動車検査登録事務所の構内にある自動車税事務所に申告して納めます。

● 自動車の通常の取得価額とは

自動車の取引価額などをいいます。なお、取得価額が50万円以下の場合は課税されません。

● 所有権留保付売買契約の場合は

割賦販売などで売主がその自動車の所有権を留保している場合には、使用者である買主が自動車の取得者とみなされて課税されます。

● 納税義務の免除

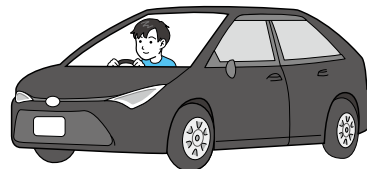
自動車の性能が良好でない、車体の塗色等が契約の内容と異なることを理由として、登録（取得）の日から1か月以内に購入先に返還（移転登録）したときは、申請により、既に納めた税金を還付します。

● 自動車税環境性能割の減免は

一定の要件を満たす場合は、申請により減免が受けられます。
詳しくは、東京都主税局ホームページをご覧ください。

なお、申請期限は、登録（取得）の日から1か月以内です。

減免上限額は、課税標準額300万円相当分に税率を乗じて得た額です。



自動車にかかる税金

自動車に係る税金には、都税である自動車税環境性能割・自動車税種別割のほか、車検時や車両番号の指定を受けるときにかかる自動車重量税（国税）、軽自動車に対してかかる軽自動車税環境性能割・軽自動車税種別割（ともに区市町村税）などがあります。

■自動車重量税 については、東京運輸支局、自動車検査登録事務所等（71ページ参照）

■軽自動車税種別割 については、区・市役所、町村役場（101ページ参照）へお問い合わせください。

自動車税環境性能割の税率表

車 種		税率（R7.4.1 から R8.3.31 まで）	
		自家用	営業用
①電気自動車（燃料電池自動車を含む。）		非課税	
②プラグインハイブリッド自動車			
③天然ガス自動車 平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準NOx10％低減			
④ガソリン自動車及び⑤LPG自動車			
平成30年排出ガス基準50％低減又は平成17年排出ガス基準75％低減、かつ令和2年度燃費基準達成			
	かつ令和12年度燃費基準95％達成	非課税	
	かつ令和12年度燃費基準90％達成	1％	非課税
	かつ令和12年度燃費基準85％達成		0.5％
	かつ令和12年度燃費基準80％達成	2％	1％
	かつ令和12年度燃費基準75％達成		
	かつ令和12年度燃費基準70％達成	3％	2％
	上記以外		
⑥ディーゼル自動車			
平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準適合、かつ令和2年度燃費基準達成			
	かつ令和12年度燃費基準95％達成	非課税	
	かつ令和12年度燃費基準90％達成	1％	非課税
	かつ令和12年度燃費基準85％達成		0.5％
	かつ令和12年度燃費基準80％達成	2％	1％
	かつ令和12年度燃費基準75％達成		
	かつ令和12年度燃費基準70％達成	3％	2％
	上記以外		

（注1）この表は乗用車の税率表です。バス・トラックの税率表については、東京都主税局ホームページをご覧ください。

（注2）新車・中古車は問いません。

（注3）令和12年度基準エネルギー消費効率及び令和2年度基準エネルギー消費効率を算定していない自動車であって、ガソリンを燃料とする乗用車のうち、平成22年度基準エネルギー消費効率を算定している自動車については、以下のとおり読み替えます。

読み替え前	読み替え後
令和12年度燃費基準95%達成	平成22年度燃費基準+105%達成
令和12年度燃費基準90%達成	平成22年度燃費基準+94%達成
令和12年度燃費基準85%達成	平成22年度燃費基準+84%達成
令和12年度燃費基準80%達成	平成22年度燃費基準+73%達成
令和12年度燃費基準75%達成	平成22年度燃費基準+62%達成
令和12年度燃費基準70%達成	平成22年度燃費基準+51%達成
令和2年度燃費基準達成	平成22年度燃費基準+50%達成

また、令和12年度基準エネルギー消費効率を算定していない自動車であって、ガソリン・LPG・軽油を燃料とする乗用車のうち、令和2年度基準エネルギー消費効率を算定している自動車については、以下のとおり読み替えます。

読み替え前	読み替え後
令和12年度燃費基準95%達成	令和2年度燃費基準138%達成
令和12年度燃費基準90%達成	令和2年度燃費基準130%達成
令和12年度燃費基準85%達成	令和2年度燃費基準123%達成
令和12年度燃費基準80%達成	令和2年度燃費基準116%達成
令和12年度燃費基準75%達成	令和2年度燃費基準109%達成
令和12年度燃費基準70%達成	令和2年度燃費基準102%達成

軽自動車税環境性能割（区市町村税）

軽自動車を取得したときに課税されます。

（注）軽自動車税環境性能割は区市町村税ですが、当分の間は都道府県が課税及び徴収を行います。

納める方

三輪以上の軽自動車（特殊自動車を除く。）を取得した方（個人・法人は問いません。）

納める額

軽自動車の通常の取得価額（課税標準額）× 税率

車 種	税 率
自家用軽自動車	非課税・1%・2%
営業用軽自動車	非課税・0.5%・1%・2%

（注1）新車・中古車は問いません。

（注2）環境性能（排出ガス性能及び燃費性能）に応じて税率が決まります。詳しくは54ページをご覧ください。

納める時期と方法

新規検査や使用・移転などの届出の際に、軽自動車検査協会の構内にある全国軽自動車協会です。納めます。

● 軽自動車の通常の取得価額とは

軽自動車の取引価額などをいいます。なお、取得価額が50万円以下の場合は課税されません。

● 所有権留保付売買契約の場合は

割賦販売などで売主がその軽自動車の所有権を留保している場合には、使用者である買主が軽自動車の取得者とみなされて課税されます。

● 納税義務の免除

軽自動車の性能が良好でない、車体の塗色等が契約の内容と異なることを理由として、登録（取得）の日から1か月以内に購入先に返還（移転登録）したときは、申請により、既に納めた税金を還付します。

● 軽自動車税環境性能割の減免は

一定の要件を満たす場合は、申請により減免が受けられます。詳しくは、東京都主税局ホームページをご覧ください。

なお、申請期限は、登録（取得）の日から1か月以内です。

減免上限額は、課税標準額300万円相当分に税率を乗じて得た額です。

● 軽自動車税環境性能割の税率表

車 種	税率 (R7.4.1 から R8.3.31 まで)	
	自家用	営業用
①電気軽自動車 (燃料電池軽自動車を含む。)	非課税	
②天然ガス軽自動車 平成 30 年排出ガス基準適合又は平成 21 年排出ガス基準 NOx10%低減		
③ガソリン自動車	非課税	
平成 30 年排出ガス基準 50%低減又は平成 17 年排出ガス基準 75%低減、かつ令和 2 年度燃費基準達成	非課税	
かつ令和 12 年度燃費基準 80%達成	非課税	
かつ令和 12 年度燃費基準 75%達成	1%	0.5%
かつ令和 12 年度燃費基準 70%達成	2%	1%
上記以外		2%

(注 1) この表は乗用車の税率表です。トラックの税率表については、東京都主税局ホームページをご覧ください。

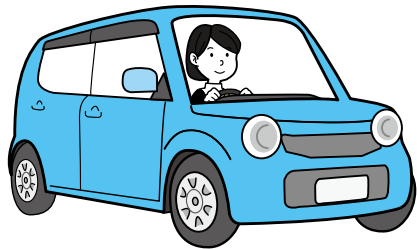
(注 2) 新車・中古車は問いません。

(注 3) 令和 12 年度基準エネルギー消費効率及び令和 2 年度基準エネルギー消費効率を算定していない軽自動車であって、ガソリンを燃料とする乗用車のうち、平成 22 年度基準エネルギー消費効率を算定している軽自動車については、以下のとおり読み替えます。

読み替え前	読み替え後
令和 12 年度燃費基準 80%達成	平成 22 年度燃費基準 + 73%達成
令和 12 年度燃費基準 75%達成	平成 22 年度燃費基準 + 62%達成
令和 12 年度燃費基準 70%達成	平成 22 年度燃費基準 + 51%達成
令和 2 年度燃費基準達成	平成 22 年度燃費基準 + 50%達成

また、令和 12 年度基準エネルギー消費効率を算定していない軽自動車であって、ガソリンを燃料とする乗用車のうち、令和 2 年度基準エネルギー消費効率を算定している軽自動車については、以下のとおり読み替えます。

読み替え前	読み替え後
令和 12 年度燃費基準 80%達成	令和 2 年度燃費基準 116%達成
令和 12 年度燃費基準 75%達成	令和 2 年度燃費基準 109%達成
令和 12 年度燃費基準 70%達成	令和 2 年度燃費基準 102%達成



自動車税種別割

自動車を所有している方に課税される道府県税です。

納める方

4月1日現在、自動車の所有者として自動車検査証（車検証）に登録されている方

納める額

56ページの税率表をご覧ください。

なお、令和元年10月1日以降に初回新規登録を受けた自家用乗用車は、恒久的に自動車税種別割が引き下げられます。

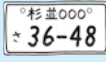
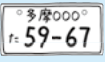
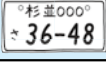
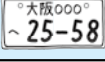
納める時期と方法

5月に都税総合事務センターから送付する納税通知書で、納期限までに納めます。

納付方法について、詳しくは75～77ページをご覧ください。

● 年度の途中で自動車の新規登録などがあった場合は

自動車の新規登録や廃車などの場合には、下表のとおり課税されます。

	登録の状況	課税の取扱い
新規登録		月割課税*1 登録の月の翌月から年度末までの分を月割計算で課税
廃車		月割課税*1 4月から消滅（抹消登録）の月までの月数による課税
所有者の変更、転入・転出	東京都内の異動   都道府県間（東京都↔他道府県）の異動*2  	年課税 「4月1日現在の所有者」に、1年分を課税

*1
$$\boxed{56 \text{ ページの年額}} \times \boxed{\frac{\text{課税される月数}}{12}} = \boxed{\text{税額}} \quad (100 \text{ 円未満切捨て})$$

新規登録の場合は、自動車税事務所の窓口で、直接納めます。

*2 都道府県間（東京都↔他道府県）での転出入については、4月1日現在の登録地の都道府県が1年分を課税します。

● 名義変更、廃車の申告は

自動車を譲り受けたり、廃車にした場合などは、東京運輸支局又は自動車検査登録事務所にその旨を登録し、自動車税事務所に申告してください。

これらの登録・申告をしないと、前の所有者に引き続き課税されることがありますので、ご注意ください。

● 所有権留保付売買契約の場合は

割賦販売などで売主がその自動車の所有権を留保している場合には、使用者である買主が自動車の所有者とみなされて課税されます。

● 自動車税種別割の減免は

一定の要件を満たす場合は、申請により減免が受けられます。詳しくは、83ページをご覧ください。

なお、申請期限は、既に所有している自動車に対する課税の場合は納期限まで、新たに購入した自動車に対する課税の場合は登録（取得）の日から1か月以内です。

減免上限額は45,000円です。ただし、新規登録の場合は、登録の月の翌月から年度末までの月数による45,000円の月割額が減免上限額です。

なお、グリーン化特例（重課）の適用後の自動車税種別割額と45,000円との差額が1,000円未満の場合は、重課後の自動車税種別割額全額が減免になります。自動車税種別割の重課については、57ページをご覧ください。

● 税率表（年額）

車 種			自 家 用		営 業 用
			令和元年9月30日 以前に初回新規登録 を受けた車	令和元年10月1日 以後に初回新規登録 を受けた車	
乗 用 車 (総排気量)	1 ℓ以下・電気自動車		29,500円	25,000円	7,500円
	1 ℓ超～1.5ℓ以下		34,500円	30,500円	8,500円
	1.5ℓ超～2 ℓ以下		39,500円	36,000円	9,500円
	2 ℓ超～2.5ℓ以下		45,000円	43,500円	13,800円
	2.5ℓ超～3 ℓ以下		51,000円	50,000円	15,700円
	3 ℓ超～3.5ℓ以下		58,000円	57,000円	17,900円
	3.5ℓ超～4 ℓ以下		66,500円	65,500円	20,500円
	4 ℓ超～4.5ℓ以下		76,500円	75,500円	23,600円
	4.5ℓ超～6 ℓ以下		88,000円	87,000円	27,200円
	6 ℓ超		111,000円	110,000円	40,700円
貨客兼用車 (最大積載量 及び総排気量) ※最大乗車定員 4人以上	1t以下	1 ℓ以下	13,200円		10,200円
		1 ℓ超～1.5ℓ以下	14,300円		11,200円
		1.5ℓ超	16,000円		12,800円
	1t超～2t以下	1 ℓ以下	16,700円		12,700円
		1 ℓ超～1.5ℓ以下	17,800円		13,700円
		1.5ℓ超	19,500円		15,300円
	2t超～3t以下	1 ℓ以下	21,200円		15,700円
		1 ℓ超～1.5ℓ以下	22,300円		16,700円
		1.5ℓ超	24,000円		18,300円
トラック (最大積載量) ※最大乗車定員 3人以下	1t以下		8,000円		6,500円
	1t超～2t以下		11,500円		9,000円
	2t超～3t以下		16,000円		12,000円
	3t超～4t以下		20,500円		15,000円
	4t超～5t以下		25,500円		18,500円
	けん引車	小 型	10,200円		7,500円
		普 通	20,600円		15,100円
	被けん引車	小 型	5,300円		3,900円
		普通自動車に 属するもの	8t以下	10,200円	7,500円
			8t超～9t以下	15,300円	11,300円
			9t超～10t以下	20,400円	15,100円
			10t超～11t以下	25,500円	18,900円

(注) この税率表は、自動車税種別割のグリーン化特例の適用を受けない自動車の税率の抜粋です。

その他の税率表については、東京都主税局ホームページをご覧ください。

● 自動車税種別割のグリーン化税制

地球環境を保護する観点から、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に対しては自動車税種別割を軽減する一方、初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車に対しては税率を重くする「自動車税種別割のグリーン化税制」が実施されています。

1 環境負荷の小さい自動車に対する軽減

適用対象：(1) 排出ガス基準及び燃費基準が下表の条件を満たす営業用乗用車

(2) 電気自動車（燃料電池自動車を含む。）、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車

軽減内容：

(1) 排出ガス基準及び燃費基準が下表の条件を満たす営業用乗用車

初回新規登録 (初度登録)	対象年度	軽減基準			軽減割合
		燃料	排出ガス基準	燃費基準	
令和7年度	登録の翌年度 1年間	ガソリン 又は LPG	平成30年排出ガス基準 50%低減(☆☆☆☆)又は 平成17年排出ガス基準 75%低減(☆☆☆☆)	令和12年度燃費基準90%達成かつ 令和2年度燃費基準達成	おおむね75%
		軽油	平成30年排出ガス基準適合 又は 平成21年排出ガス基準適合 (クリーンディーゼル自動車)		

(注1) 燃費基準を達成している場合、自動車検査証(車検証)の備考欄にその旨が記載されます。

(注2) 「平成32年度燃費基準」は「令和2年度燃費基準」と同様の扱いです。

(2) 電気自動車（燃料電池自動車を含む。）、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車（平成21年排出ガス基準NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス基準に適合した車）

→おおむね75%軽減

軽減期間：初回新規登録した年度の翌年度分の自動車税種別割が軽減されます。

2 環境負荷の大きい自動車に対する重課

対象車種		対象条件	重課割合
ディーゼル自動車	バス・トラック	4月1日現在初回新規登録後11年を経過したもの	おおむね10%
	バス・トラック以外		おおむね15%
ガソリン自動車・LPG自動車	バス・トラック	4月1日現在初回新規登録後13年を経過したもの	おおむね10%
	バス・トラック以外		おおむね15%

(注1) 一般乗合用バス、電気・天然ガス・メタノール自動車、ハイブリッド自動車（ガソリンを燃料とするもの）、被けん引車、スクールバスを除きます。

(注2) 都が指定する粒子状物質減少装置を装着するディーゼル自動車、1945年(昭和20年)までに製造された自動車(ヴィンテージカー)については、納期限内に申請することにより重課分を減免します。

● ^{ゼブ} ZEV導入促進税制（都独自の課税免除）

適用対象	次に掲げる自動車で、平成21年度から令和7年度までに初回新規登録を受けたもの ・電気自動車 ・燃料電池自動車（水素を燃料とするもの） ・プラグインハイブリッド自動車
軽減期間	初回新規登録時の自動車税種別割(月割)及び翌年度からの5年度分の自動車税種別割
軽減内容	課税免除

● 車検（継続検査・構造等変更検査）を受けるための納税証明は

平成27年4月より車検を受ける運輸支局・自動車検査登録事務所において、自動車税種別割の納税確認を電子的に行うことが可能になりました。そのため、車検時に納税証明の提示を省略できます。

- (注1) 納付後、運輸支局等で納税確認が可能となるまで、最大で10日程度かかります。
この期間内に車検を受ける場合には、都税事務所・都税支所・支庁・都税総合事務センター・自動車税事務所・金融機関等の窓口、又はコンビニエンスストアで納付の上、納税通知書右端の自動車税（種別割）納税証明（継続検査等用）を運輸支局等にご提示ください。
- (注2) 東京都から他道府県へ転出した自動車は、翌年度の4月1日から納期限前日までの期間、運輸支局等で納税確認ができない場合がありますので、納税通知書右端の自動車税（種別割）納税証明（継続検査等用）をご提示ください。
- (注3) 車検を受ける年度中に都道府県間（東京都⇔他道府県）で転出入があった場合は、当該年度の4月1日現在登録があった都道府県へお問い合わせください。
- (注4) 令和6年10月31日から、車両継続検査実施可否判断システムにより、事前に利用登録をいただいた自動車関係事業者は車検の実施可否をWEB上で確認することができるようになりました。

納税通知書右端の自動車税（種別割）納税証明を紛失した方や ペイジー・クレジットカード・スマートフォン決済アプリで自動車税種別割を納付された方

申請により自動車税（種別割）納税証明を発行することが可能です。
詳しい申請手続については、76ページをご確認ください。

・ペイジーで納付された方

納付日の約1週間後から取得が可能です。都税事務所・都税支所・支庁・都税総合事務センター・自動車税事務所・都税証明郵送受付センター等へ申請してください。

・クレジットカード・スマートフォン決済アプリで納付された方

納付手続完了直後から納税証明が発行できます（納付手続から約1週間以内の申請については、地方税お支払サイトの履歴詳細画面又はスマートフォン決済アプリの支払履歴画面等の提示が必要です。）。

※一部スマートフォン決済アプリには、支払履歴画面がございませんのでご注意ください。

自動車税種別割に関するお問合せは、東京都自動車税コールセンターをご利用ください。

《お問合せ先》 東京都自動車税コールセンター (03)3525-4066

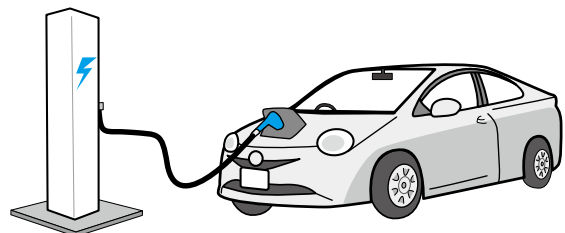
平日 9時～17時（土日・休日、年末年始12/29～1/3を除く。）

※電話番号は、おかけ間違いのないようご注意ください。

※月曜日及び休日明けの午前中はお問合せの電話が集中し、

しばらくの間つながりにくくなることがありますのでご了承ください。

自動車税種別割の納期は5月です。必ず納期限までにお納めください。



軽油引取税

元売業者又は特約業者から、軽油を現実に引き取った方に課税されます。

流通の過程においては、一般的に軽油の本体価格に上乘せられるため、消費者の方が軽油を購入するときの価格には軽油引取税相当額が含まれています。

納める方

元売業者又は特約業者から軽油を現実に引き取った方など

納める額

引き取った軽油の量(キロリットル) × 税率 32,100円

納める時期と方法

元売業者又は特約業者が、軽油を現実に引き取った方などから代金と一緒に税金を預かり、1 か月分をまとめて翌月末日までに申告して納めます。

● 軽油とは

次の規格を有する炭化水素油です。

- 比重(15℃)…………… 0.8017 超 0.8762 以下
- 分留性状 90% 留出温度…………… 267 度超 400 度以下
- 残留炭素分…………… 0.2% 以下
- 引火点…………… 130 度以下

● 元売業者、特約業者とは

元売業者：軽油を製造、輸入又は販売することを業とする方で、総務大臣に指定された方をいいます。

特約業者：元売業者との販売契約に基づいて継続的に軽油の供給を受け販売する方のうち、都道府県知事に指定された方をいいます。

● 免税軽油とは

船舶の動力源など、法令で定める用途に使用される軽油は、所定の手続により免税となります。

免税となる軽油を使用するためには、まず免税軽油使用者証の交付を受けて免税軽油使用者になり、その上で免税証の交付を受けなければなりません。

● 免税証等の返納命令について

免税軽油使用者が、地方税に関する法令の規定に違反した場合などには、免税軽油使用者証と免税証の返納を命じることがあります。

● 軽油引取税の申告書、免税軽油に係る申請書等の提出先

提出先	事務所又は事業所等の所在地
中央都税事務所	千代田区、中央区、文京区、台東区、荒川区
港都税事務所	港区、品川区、目黒区、大田区、渋谷区
新宿都税事務所	新宿区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区
江東都税事務所	墨田区、江東区、足立区、葛飾区、江戸川区
立川都税事務所	多摩の市町村全域
各支庁	島しょ

(注1) 都外に本店を有する元売業者又は特約業者の申告書等の書類の提出先は、中央都税事務所です。

(注2) 島しょの所管区域については100ページをご覧ください。

● 製造等の承認を受ける義務について

軽油を製造するときや、燃料炭化水素油を自動車の燃料として販売（消費）するとき、軽油と軽油以外の炭化水素油を混和して炭化水素油を製造するときは、事前に知事の承認を受けなければなりません。詳しい手続等については、所管の都税事務所・支庁にお問い合わせください。

● 混和軽油などへの課税について

軽油に灯油や重油などを混ぜたり、灯油と重油などを混ぜて製造した混和軽油を販売（消費）した場合は、販売（消費）した方に軽油引取税が課税されます。

また、軽油又は揮発油以外の燃料炭化水素油（灯油や重油等）であっても、自動車の燃料として販売（消費）した場合は、軽油引取税が課税されます。

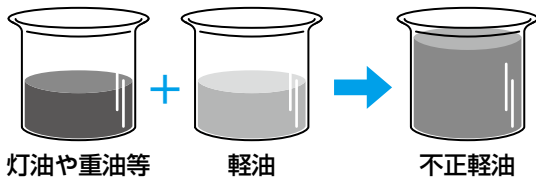
承認を受けずに、これらの製造、販売（消費）を行った場合及びこれらに関与した場合、罰則が適用されることがあります。

なお、都では、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（環境確保条例）により、排出ガスに含まれる粒子状物質等の量を増大させる燃料の使用及び販売が規制されています。

不正軽油は犯罪です！

不正軽油とは、軽油引取税が課税されない灯油や重油等と軽油を不正に混ぜ、軽油と称し販売、使用されているもので、軽油引取税の納付を不正に免れる脱税行為であるとともに、大気汚染、エンジントラブル、不正競争の原因ともなる犯罪行為です。

典型的な不正軽油の仕組み



軽油引取税を脱税!!

大気汚染!!

都では不正軽油防止に向け、ディーゼル車からの軽油抜取調査等を行い、不正軽油の使用に対して厳正な処分を行っています。

不正軽油に関する情報をお寄せください！

不正軽油 110 番 (0120) 231-793
(フリーダイヤル)

● 不正軽油等に対する罰則

脱税に関する罪	拘禁刑	10年以下	罰金	1,000万円以下
製造の承認を受ける義務に関する罪	拘禁刑	10年以下	罰金 法人重科	1,000万円以下 3億円以下
不正軽油の製造に要する資金・土地・建物・機械・原材料・薬品等の提供又は運搬に関する罪	拘禁刑	7年以下	罰金 法人重科	700万円以下 2億円以下
不正軽油の運搬、保管、取得又は処分の媒介若しくはあっせんに関する罪	拘禁刑	3年以下	罰金 法人重科	300万円以下 1億円以下
承認を受けずに、灯油や重油などを自動車の燃料として譲渡又は消費する罪	拘禁刑	2年以下	罰金	100万円以下